

支援金詳細

シェアオフィス活用促進事業 被災事業者支援枠

地震で自社の社屋などが被害を受け、通常業務に支障をきたしている事業者を対象に、シェアオフィスの利用を支援します。

地域	
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	その他
対象	社屋などが被害を受け、通常業務ができないことをり災証明書などで証明できる法人 市内外を問わない
公募期間	～
上限金額・助成金	3万円/月 最大6か月間 シェアオフィスの家賃（使用料）に対し補助率 2/3 補助期限 令和6年度末まで
給付要件	【対象となるシェアオフィス】 ・ ippo ・ OFFICE & SALON ・ たかまちシェアオフィス ・ TASU シェアラウンジ
その他	
問合せ先	高岡市商業雇用課 電話：0766-20-1591
URL	https://www.city.takaoka.toyama.jp/shogyo/sangyo/chushinshigai/shareofficesaigai.htm